

事務連絡
令和2年5月22日

各（都道府県）
政令指定都市
中核市） 障害児支援主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害児への対応について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しましては、令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところですが、この度、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」（令和2年4月23日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）が発出されたことに伴い、障害児についても、基本的には児童と同様の取扱いとなるので、参照していただくほか、下記の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。

また、医療的ケアを必要とする児童への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」（令和2年5月20日付け事務連絡）等が発出しておりますので、併せて参照いただきますよう、お願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

【障害児が濃厚接触者となった場合の保護について】

- 障害児が新型コロナウイルス陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったり、検査対象となっていない（検査結果待ちを含む）ときは、基本的には自宅で待機していただくこととなる。また、保護者の代わりに、親族等に障害児の養育や健康管理をお願いすることもあり得る。

- そのような場合には、以下の対応をお願いしたい。
 - ・ まずはご本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関又は各都道府県等の帰国者・接触者外来等に相談すること。
 - ・ 在宅生活の支援については、普段利用している障害児通所支援事業所が家庭の状況を把握し、電話その他の支援を行うことや、基本的対処方針にもあるとおり相談支援事業所などとよく相談し、障害の状態に応じて、訪問看護や居宅介護などの利用も検討する等各関係機関と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。

在宅生活の支援に際し必要になる居宅介護等の訪問系サービスの支給量の決定について、市町村は、地域のサービス供給体制を考慮しつつ、事態の緊急性に鑑みて柔軟に対応いただきたい。
 - ・ このほか、自宅待機の際の親族等と障害児の健康観察の留意点については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」(令和2年4月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参照していただきたい。

- 養育が可能な親族等がない場合に、障害児の保護について、衛生部門から障害福祉部門に相談が行われることも想定されるが、児童の状態等を踏まえ、例えば、障害児入所施設等において実施される短期入所支援事業を利用することのほか、一時保護所で一時保護を行うことや、障害児入所施設等に一時保護委託を行うことについて児童相談所に相談することが考えられる。

また、児童の症状等を踏まえ、衛生部門と協議の上、保護者の入院先の医療機関へ児童を一時保護委託することについて児童相談所に相談することも考えられる。

上記の対応等も参考にした上、事前に各関係機関で協議し受け入れ体制の調整を進めていただくとともに、保護が必要になった際には、連携して適切な対応をお願いしたい。

(参考資料)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」
(令和2年4月23日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」
(令和2年4月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

- ・「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」
（令和2年5月11日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」
（令和2年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp